

行政事業レビューシート (国土交通省)						
予算事業名	戦傷病者等無賃乗車船等		事業開始年度	昭和31年		作成責任者
担当部局庁	鉄道局		担当課室	鉄道業務政策課 旅客輸送業務監理室		室長 滝沢広明
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	戦傷病者特別援護法第23条第3項		関係する計 画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、鉄道等への乗車船の無賃取扱いについて援護を行うことを目的とする。(戦傷病者特別援護法第1条及び第9条)					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定に基づき、戦傷病者及びその介護者が旅客鉄道会社の鉄道又は連絡線に無賃で乗車船した場合の運賃について、国庫負担する。また、旅客鉄道会社において実施している当該者に係る特別急行料金及び普通急行料金の無料取扱いについても、同法の趣旨及び旅客鉄道会社の負担軽減の見地から、その一部を国が負担する。					
実施状況	平成19～22年度:6社(JR北海道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	239	205	148	140	96
	執行額	239	205	148		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	支出先:各旅客鉄道会社 用途の把握:各旅客鉄道会社より、前年度の戦傷病者乗車券等引換証の集計結果の報告を受け、各旅客鉄道会社の実績を基に、予算要求・執行を行っていることから、適切に交付金が使用されている。				
	見直しの 余地	戦傷病者は、年々減少(平成20年4月現在:38,300人、平成10年4月現在:89,225人 57%減)するとともに、高齢化(平均年齢86.7才)が進んでおり、これに伴い、国庫負担額も減少(平成22年度予算額:140百万円 平成10年度予算額808百万円 83%減)している。今後、戦傷病者による鉄道等への無賃乗車なくなる段階において、本事業の役割は終了するものと考えている。 (20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 本事業は、戦傷病者等無賃乗車船等負担金は、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定等に基づく、義務的な経費であるため廃止することは困難である。				
予算 監 視 の 効 率 化	【現状維持】 戦傷病者等無賃乗車船等負担金は、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定等に基づく、義務的な経費であるため現状維持とする。					
補 記	【予算科目】 ・001 (国土交通省本省共通費) ・29 戦傷病者等無賃乗車船費等の国庫負担に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・29099-2145-16 戦傷病者等無賃乗車船等負担金 148百万円 148百万円					

国土交通省
148百万円

国は、予算の範囲内で適切に執行を行う。

【交付】 ↓

A. 旅客会社(JR6社)
148百万円

法に基づき、運賃等の割引を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.JR西日本					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
運賃	運賃	32			
特別急行料金等	特別急行料金等	17			
計		49	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

【別紙】

A. 旅客会社(JR6社)148百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	西日本旅客鉄道(株)	49
2	東日本旅客鉄道(株)	47
3	九州旅客鉄道(株)	21
4	東海旅客鉄道(株)	20
5	四国旅客鉄道(株)	7
6	北海道旅客鉄道(株)	4
7		
8		
9		
10		